

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・液化石油ガス販売事業者の認定	消 防 保 安 室
・情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示の一部改正	スマート県庁推進課
○長崎県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正	地域づくり推進課
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁 政 課
・一般競争入札の参加者の資格等	建 設 企 画 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
・車両制限令に基づく道路の指定	〃
・洪水浸水想定区域の指定	河 川 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂 防 課
・一般競争入札の参加者の資格等(2件)	警察本部会計課
◎ 公 告	
・肥料登録の有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・一般競争入札の実施	建 設 企 画 課
・一般競争入札の実施(2件)	警察本部会計課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

## 告 示

### 長崎県告示第437号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律149号)第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定に基づき公示する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 事業者の名称、所在地及び代表者の氏名  
 有限会社 早田商店  
 諫早市津久葉町6番10号  
 代表取締役 今里元康
- 2 認定年月日及び認定番号  
 令和4年6月22日  
 第3号
- 3 認定種別  
 第2号認定

**長崎県告示第438号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者の資格」という。）並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）の一部を次のように改正し、令和4年7月1日から適用する。

ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 競争入札に参加することができない者 (1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 添付書類 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 法人にあつては<u>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u></p> <p>(2) 個人にあつては次のア及びイ ア 本籍地の<u>市区町村長</u>の発行する身元（分）証明書 イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 誓約書（様式第1-1号）</u></p> <p><u>(7) 委任状（様式第1-2号）</u></p> <p><u>(8) 見積参加申請書（様式第1-3号）</u></p> <p>(9) 印鑑届（様式第2号）</p> <p><u>(10) 口座振替申込書（様式第3号）</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>7 指名停止に関する報告 入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）<u>第4条第1項第8号</u>の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日</p>	<p>1 競争入札に参加することができない者 (1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 長崎県内に本店、支店又は事業所を有していない者</u></p> <p><u>(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 添付書類 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 法人にあつては<u>登記簿謄本</u></p> <p>(2) 個人にあつては次のア及びイ ア 本籍地の<u>市町村長</u>の発行する身元（分）証明書 イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 印鑑届（様式第2号）</u></p> <p><u>(7) 口座振替申込書（様式第3号）</u></p> <p><u>(8) 指名停止の報告に係る誓約書（様式第7号）</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>7 指名停止に関する報告 入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）<u>第4条第1項第9号</u>の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日</p>

定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第8号）を提出しなければならない。  
8～11 略

定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第8号）を提出しなければならない。  
8～11 略

**長崎県告示第439号**

長崎県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年長崎県告示第902号）の一部を次のように改正し、令和4年度予算に係る資金の貸付けから適用する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（貸付対象事業）</p> <p>第3条 貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下、「<u>地域脱炭素化促進事業</u>」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあつては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>（貸付条件）</p> <p>第5条 資金の貸付けは、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 償還期間 20年以内（据置期間5年以内を含む。）</p> <p>2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域（第5項及び第6項に該当する場合を除く。）及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域（第5項及び第6項に該当する場合を除く。）」において実施される貸付対象事業に係る前項の適用については、同項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」とする。</p> <p>3 「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「42億円」とあるのは「52.5億円」と、</p>	<p>（貸付対象事業）</p> <p>第3条 貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において10人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあつては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>（貸付条件）</p> <p>第5条 資金の貸付けは、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 償還期間 15年以内（据置期間5年以内を含む。）</p> <p>2 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する「<u>過疎地域</u>」（第5項に該当する場合を除く。）、同法第33条1項の規定により過疎地域とみられる区域のうち市町村の配置分合又は境界変更があつた日の前日において過疎地域であつた区域及び同法同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「<u>みなし過疎地域</u>」という。）（第5項に該当する場合を除く。）及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する「<u>離島振興対策実施地域</u>（第5項に該当する場合を除く。）」において実施される貸付対象事業に係る前項の適用については、同項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」とする。</p> <p>3 地域力創造対策実施要綱（平成21年3月31日付け総行自第116号総務事務次官通知）に基づき選定された「<u>地域力創造推進地域</u>」又は「<u>地域再生計画認定地域</u>」（内閣府所管の地域再生利子補給金の支援措置又は特定地域再生支援利子補給金を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた地</p>

<p>「63億円」とあるのは「78.7億円」とする。</p> <p>4 第2項に規定する「過疎地域」又は「離島振興対策実施地域」であって、かつ、前項に規定する「地域再生計画認定地域」において実施される貸付対象事業に係る第1項の運用については、同項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 <u>地域脱炭素化促進事業に係る第1項の適用については、「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」とする。</u></p> <p>8 略</p>	<p>域をいう。)において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、<u>当分の間、同項中「42億円」とあるのは「52.5億円」と、「63億円」とあるのは「78.7億円」とする。</u></p> <p>4 第2項に規定する「過疎地域」又は「離島振興対策実施地域」であって、かつ、前項に規定する「<u>地域力創造推進地域</u>」又は「地域再生計画認定地域」において実施される貸付対象事業に係る第1項の運用については、<u>当分の間、同項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」とする。</u></p> <p>5及び6 略</p> <p>7 略</p>
--	--

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年度予算に係る資金の貸付から適用する。

長崎県告示第440号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 水産加工流通課関係					別表（第2条関係） 水産加工流通課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎海の恵み消費拡大事業費補助金	長崎県産水産物の消費拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) <u>長崎俵物インターネット販売促進事業</u> <u>インターネットを利用した長崎俵物等の販売におけるキャンペーン等の実施に要する経費</u>  (4) 略	(1)及び(2) 略 (3) <u>及び</u> (4) <u>2分の1以内</u>	(1)及び(2) 略 (3) <u>及び</u> (4) <u>一般社団法人長崎県水産加工振興協会</u>	1 長崎海の恵み消費拡大事業費補助金	長崎県産水産物の消費拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) <u>長崎俵物インターネット販売促進事業</u> <u>長崎俵物の販売促進（インターネットを利用した販売におけるキャンペーン等の実施）に要する経費</u> (4) <u>長崎県俵物取扱ショップ（長崎空港）販売促進事業</u> <u>ア 推奨販売等に要する経費</u> <u>イ 販売促進等に要する経費</u>  (5) 略	(1)及び(2) 略 (3)、(4) <u>ア及び</u> (5) <u>2分の1以内</u>  (4) <u>イ</u> <u>予算の範囲内</u> <u>で知事が別に定める額</u>	(1)及び(2) 略 (3)、(4) <u>ア及び</u> (5) <u>一般社団法人長崎県水産加工振興協会</u>  (4) <u>イ</u> <u>知事が適当と認める団体又は法人</u>



向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金	した輸出への取組を緊急的・集中的に支援する。	ア 施設等整備事業費 イ 効果促進事業費 ウ 附帯事務費	分の1以内又は10分の3以内。ただし、イの事業費は、アの事業費の20パーセント以内とする。ウ 定額	向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金	した輸出への取組を緊急的・集中的に支援する。	ア 施設等整備事業費 イ 効果促進事業費 ウ 附帯事務費	分の1以内。ただし、イの事業費は、アの事業費の20パーセント以内とする。ウ 定額
14~16 略				15~17 略			

**長崎県告示第441号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

土木工事積算システム用プリンタ 49台

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和4年7月19日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

**長崎県告示第442号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 福江空港線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市上大津町284番1地先から 五島市上大津町287番3地先まで	前A	12.8~24.3	41.8	
	後A	11.1~12.2	41.8	
	前B	12.8~24.3	41.8	
	後B	11.1~12.2	41.8	

**長崎県告示第443号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江空港線	五島市上大津町287番3地先から 官公有無番地（五島市上大津町287番3地先）まで	令和4年7月1日

**長崎県告示第444号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 指定する道路の路線名及び区間  
次表のとおり

路線名	区 間
一般国道 251号	島原市上の町540番1地先から 島原市下川尻町5番地先まで
一般国道 206号	西彼杵郡時津町元村郷862番5地先から 長崎市川平町964番5地先まで
一般国道 324号	長崎市新地町105番2地先から 長崎市早坂町1133番地先まで

2 指定する期日 令和4年7月1日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

**長崎県告示第445号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づき、次の河川に係る洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）を定めたので、同条第4項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、下記の場所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

番号	水系名	河川名	縦覧場所
1	二級河川式見川水系	式見川	長崎県土木部河川課及び長崎振興局
2	二級河川黒浜川水系	黒浜川	〃
3	二級河川鹿尾川水系	鹿尾川	〃
4	二級河川多以良川水系	多以良川	〃
5	二級河川多以良川水系	二股川	〃
6	二級河川八郎川水系	中尾川	〃
7	二級河川中島川水系	西山川	〃
8	二級河川宮崎川水系	宮崎川	〃
9	二級河川江川水系	江川	〃
10	二級河川神浦川水系	神浦川	〃
11	二級河川子々川水系	子々川	〃
12	二級河川東大川水系	東大川	長崎県土木部河川課及び県央振興局
13	二級河川東大川水系	楠原川	〃
14	二級河川船津川水系	船津川	〃
15	二級河川伊木力川水系	伊木力川	〃
16	二級河川伊木力川水系	山川内川	〃
17	二級河川日宇川水系	日宇川	長崎県土木部河川課及び県北振興局
18	二級河川樋口川水系	樋口川	〃
19	二級河川小佐々川水系	つづら川	〃

20	二級河川小森川水系	江永川	〃
21	二級河川志佐川水系	志佐川	〃
22	二級河川志佐川水系	笛吹川	〃
23	二級河川川棚川水系	野々川川	〃
24	二級河川福江川水系	福江川	長崎県土木部河川課及び五島振興局
25	二級河川宮ノ川水系	宮ノ川	長崎県土木部河川課及び上五島支所
26	二級河川谷江川水系	谷江川	長崎県土木部河川課及び壱岐振興局
27	二級河川谷江川水系	角川	〃
28	二級河川谷江川水系	初尾川	〃
29	二級河川谷江川水系	後川川	〃
30	二級河川雞知川水系	雞知川	長崎県土木部河川課及び対馬振興局
31	二級河川雞知川水系	高浜川	〃
32	二級河川仁田川水系	仁田川	〃
33	二級河川仁田川水系	飼所川	〃
34	二級河川小浦川水系	小浦川	〃
35	二級河川小浦川水系	檜塚川	〃

**長崎県告示第446号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		上開田	
所在地	市町名	大字	字 地 番
	時津町	元村郷	上開田 1224番1の一部、1224番4の一部、1228番9の一部、1228番16の一部、 1229番1の一部、1230番1の一部、1222番8の一部、1222番11の一部、 1222番9、1222番10、1222番28、1222番37、1224番7、1224番8、 1224番9、1228番6、1228番20、1229番2、1230番5

**長崎県告示第447号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する物品の種類  
基幹ネットワーク機器の賃貸借及び保守
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処

理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和4年7月22日までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
  - (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
    - ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
      - (ア) 登記簿謄本
      - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
      - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
      - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
      - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
    - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について  
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。  
○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。  
○国税：「徴収猶予許可通知書」
  - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
  - カ 印鑑届（様式第2号）
  - キ 口座振替申込書（様式第3号）
  - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
  - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
  - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
  - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語  
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。  
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1  
〔名称〕長崎県出納局物品管理室  
〔電話〕095-895-2884  
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若

しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

#### 7 資格の有効期間及び更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

#### 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

##### (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第448号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 調達する物品の種類

長崎県警察ファイリングシステムの賃貸借及び保守

#### 2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

#### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和4年7月22日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありません。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

## 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

## 5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地

方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

#### 7 資格の有効期間及び更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

#### 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

##### (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

### 肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第596号	副産動植物質肥料	ミズホ液肥1号	窒素全量 6.0%	愛知県名古屋市昭和区山花町64番地の1	株式会社ミズホ 代表取締役 大橋 雅実	平成10年 8月17日	令和4年 8月17日 から 令和7年 8月16日

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 借入物品及び数量

土木工事積算システム用プリンタ 49台

##### (2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

- (3) 借入期間  
令和5年2月1日から令和10年1月31日まで
  - (4) 納入場所及び条件  
入札説明書による。
  - (5) 入札の方法  
ア 前記(1)の物件を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 1回目の入札書の提出方法は直接又は郵便（一般書留又は簡易書留）とする。なお、提出場所等については、9の入札書の提出場所及び期限等による。  
ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。このため、再度の入札に参加する意思のあるものは、必ず開札に立ち会うこと。なお、立ち会う際には、競争参加資格確認通知書の写し及び名刺並びに代理人である場合は12に示す委任状を開札会場で提出すること。  
エ 入札執行回数は、3回を限度とする。
- 2 入札参加資格
    - (1) 競争入札の参加者の資格等（告示）（令和4年7月1日付長崎県告示第441号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。
    - (2) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を得ていること。
    - (3) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - 3 入札参加資格を得るための申請の方法等  
2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。  
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号  
（名称）長崎県出納局物品管理室  
（電話）095-895-2884  
（提出期限）令和4年7月19日午後5時
  - 4 入札参加条件  
当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
    - (1) 7の交付方法により入札説明書を入手した者であること。
    - (2) 入札説明書の1の(6)及び(7)に掲げる競争参加資格確認申請書及び機能等証明書を提出した者であること。  
また、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。  
なお、競争参加資格確認申請書に先立って機能等証明書を提出してもよいこととする。
    - ア 提出場所 5の部局とする。
    - イ 提出期限 令和4年7月27日 午後5時まで（必着）
    - ウ 提出方法 直接又は郵便（一般書留又は簡易書留により提出期限内必着のこと。）
  - 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号  
（名称）長崎県土木部建設企画課（技術基準班）  
（電話）095-894-3025
  - 6 契約条項を示す場所  
5の部局等とする。
  - 7 入札説明書の交付方法  
（期間）この公告の日から令和4年7月20日午後5時までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎

県条例第43号) 第1条第1項に規定する休日を除く。) ただし、来所する場合は正午から午後1時までを除く

(場所) 5の部局等とする。

- 8 入札書及び契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び提出期日等  
(提出場所) 長崎県土木部建設企画課(技術基準班)  
(提出期日) 令和4年8月9日 午後5時(必着)  
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 開札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁行政棟6階入札室  
(期日) 令和4年8月10日 午前10時00分開始  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合  
なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。  
㍿ 2,000万円以上  
㍿イ 2,000万円未満500万円以上  
㍿ウ 500万円未満
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合  
なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。  
㍿ 2,000万円以上  
㍿イ 2,000万円未満500万円以上  
㍿ウ 500万円未満
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(11)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 競争入札参加資格を有する者が、落札者決定の日までの間において、2に掲げる入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (10) 交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札参加希望者に提供、貸貸又は閲覧に供した者（第三者を介して行った者を含む。）が入札したとき。
- (11) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (12) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (13) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (14) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (15) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (16) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (17) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease :  
49 printers for use with integration system of public works
- (2) period of lease:  
February 1, 2023 through January 31, 2028
- (3) Delivery place :  
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
17:00 August 9, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender :  
10:00 August 10, 2022
- (6) Point of Contact :  
Construction Planning Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki 850-8570 Japan

TEL 095-894-3025

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 借入物品及び数量

基幹ネットワーク機器の賃貸借及び保守

基幹ネットワーク機器 1式

※詳細は入札説明書による

##### (2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 借入期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

##### (4) 設置場所

長崎県警察本部、警察署、交番、駐在所等

##### (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和4年長崎県告示第447号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和4年7月22日（金）17時00分

#### 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）

（電話）095-820-0110 内線2231

- 5 契約条項を示す場所  
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法  
(期 間) この公告の日から令和4年8月10日(金)までの間(県の休日を除く。)  
(場 所) 4の部局等とする。  
(その他) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県警察本部3階入札室  
(期日) 令和4年8月18日(木) 14時00分開始  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等  
(受領期限) 令和4年8月17日(水) 17時00分必着  
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)  
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
  - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
  - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:  
Backbone network equipment 1 formula
- (2) lease period:  
March 1,2023 through February 29,2028
- (3) Installation Location:  
Nagasaki Prefectural Police Headquarters , police station , police box ,etc.
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :  
5:00 p.m. August 17, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender:  
2:00 p.m. August 18, 2022
- (6) Point of Contact:  
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan  
Finance Division  
Police Administration Department  
Nagasaki Prefectural Police  
Tel 095-820-0110 ext 2231

#### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
長崎県警察ファイリングシステムの賃貸借及び保守  
長崎県警察ファイリングシステム 1式  
※詳細は入札説明書による
- (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

- (4) 設置場所  
長崎県警察本部  
長崎県長崎市尾上町3番3号
- (5) 入札の方法  
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和4年長崎県告示第448号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。
  - (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等  
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。  
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号  
（名称）長崎県出納局物品管理室  
（電話）095-895-2884  
（提出期限）令和4年7月22日（金）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号  
（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）  
（電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法  
（期 間）この公告の日から令和4年8月10日（金）までの間（県の休日を除く。）  
（場 所）4の部局等とする。  
（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等  
（場所）長崎県警察本部3階入札室  
（期日）令和4年8月18日（木）13時30分開始  
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等

(受領期限) 令和4年8月17日(水)17時00分必着  
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)  
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除する。

##### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

#### 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する

る協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:

Nagasaki Prefectural Police Filing system 1 formula

(2) lease period:

March 1,2023 through February 29,2028

(3) Installation Location:

Nagasaki Prefectural Police Headquarters

(4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :

5:00 p.m. August 17, 2022

(5) Date and time for the opening of tender:

1:30 p.m. August 18, 2022

(6) Point of Contact:

3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan

Finance Division

Police Administration Department

Nagasaki Prefectural Police

Tel 095-820-0110 ext 2231

---

## 雑 報

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

長崎県立大学シーボルト校トレーニングマシン等調達

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学シーボルト校トレーニングマシン等調達 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書等による。

(3) 納入期限

令和5年1月31日（火）

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校体育館

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

### 3 資格審査申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

#### (2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・誓約書
- ・印鑑届（様式第2号）
- ・口座振替申込書（様式第3号）
- ・長崎県からの資格審査結果通知書の写し

※県資格を取得している者とは、品目が「運動具」で資格を取得している者であること。したがって、それ以外の分類で県資格を取得していても、今回の入札においては県資格を取得している者としては認められないため、下記②に沿って必要な書類を提出すること。

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・誓約書
- ・委任状
- ・営業概要書
- ・法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
  - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ・個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
  - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
  - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

- ・県税に関し未納がないことを証する証明書
- ・消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ・印鑑届（様式第2号）
- ・口座振替申込書（様式第3号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

#### (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

（名称）長崎県立大学シーボルト校 総務企画課総務グループ

(電話) 095-813-5500

(提出期限) 令和4年7月12日(火) 17時00分

- 4 資格審査結果の通知  
審査の結果については、以下の提出期限の日から10の入札期日までの間に文書で通知する。
- 5 資格審査の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。
- 6 資格審査申請事項の変更  
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第5号)を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 所在地
  - (3) 代表者
  - (4) 資本金(法人の場合)
  - (5) 使用印鑑
  - (6) 委任事項
  - (7) 金融機関取引口座
  - (8) 電話番号
- 7 資格の取消し等  
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 8 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等  
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1  
(名称) 長崎県立大学シーボルト校 総務企画課総務グループ  
(電話) 095-813-5500
- 9 入札説明書の交付方法  
(期間) この公告の日から令和4年7月12日(火)まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間  
(場所) 8の部局とする。  
(受領) 入札参加希望者は、8の部局で必ず入札説明書を受領すること。
- 10 入札の場所及び期日等  
(期日) 令和4年7月29日(金) 10時00分開始  
(場所) 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階 特別会議室  
開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に8の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
徴収しない  
ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
  - (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
  - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
  - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
  - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) その他、詳細は入札説明書による。
  - (3) 不明な点に関する問い合わせ先 8の担当部局

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二  
一一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市  
樺島町  
八番十二号

株式会社  
寺ク  
田ク  
宏  
弥ト  
プリン